

古野 慧 後援会 “ Grab a dream ” 会則

<名称・目的>

第1章 総 則

第1条 この団体は「古野 慧 後援会 “Grab a dream”」(以下「本会」)とする。

第2条 本会の事務局を次の住所に置く。

〒949-2102 新潟県妙高市大字田切 219-56 Myoko Region Sports Club 内

第3条 本会は、新潟県出身のスキークロス選手の古野 慧さん(以下「古野選手」)が、オリンピックをはじめ世界の舞台で活躍出来るよう物心両面での支援を行うとともに、スキースポーツの振興を目的とする。

<事 業>

第2章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 古野選手がオリンピック、世界選手権、ワールドカップ等で入賞を果たせるよう応援する。
- ② 前項の事業を実現するため、海外遠征費ならびに強化費の援助を行う。
- ③ 古野選手の激励会または報告会を開催する。

<期 間>

第3章 期 間

第5条 (期間と解散) 本会の期間と解散は以下のとおりとする。

- ① 本会の期間は、古野選手がスキークロス選手として現役で活動する期間とする。
- ② 本人の申し出により選手を引退する場合は、当該年度末をもって本会を解散する。
- ③ 役員の過半数が了承した場合、本会を解散するものとする。

<会員・会費・入退会・寄付金>

第4章 会 員

第6条 (入会・退会) 会員になろうとする個人または法人・団体は、入会申込書に必要事項を記入の上、会費の納入をもって会の入会とし、入会后3年間会費納入のない場合は退会とみなす。

第7条 (会 費) 本会の会員種別と会費は次の3種類とする。会費は年会費とする。

- ① 個人会員 3,000円(1口)以上
- ② 法人・団体会員 10,000円(1口)以上
- ③ 特別会員 100,000円(1口)以上

第8条（寄付金）本会は会費とは別に、会の趣旨に賛同した者からの1回または複数回の寄付を受け取ることができる。寄付金は次の3種類とする。

- ① 個人寄付金 3,000円（1口）以上
- ② 法人・団体寄付金 10,000円（1口）以上
- ③ 特別寄付金 100,000円（1口）以上

<会計>

第5章 会計

第9条（会計）本会の会計は、会費・寄付金収入によって運営する。また、本会活動を円滑に進めるため、専用の口座を設ける。

第10条（事業年度）本会の会計・事業年度は10月1日から始まり、翌年の9月30日に終わる。

第11条（決算）本会の決算は、総会へ報告するものとする。

<役員>

第6章 役員

第12条（役員）本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 理事 若干名
- ④ 事務局 若干名
- ⑤ 会計監査 1名（※理事の互選とする）

第13条（任期）役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第14条（選任）役員の選任は、役員会において決定する。

<顧問>

第7章 顧問

第15条（顧問）本会に、顧問を置くことができる。顧問の選任は役員会において決定する。

<会議>

第8章 会議

第16条（会議）

- ① 総会は会員をもって構成し、通常総会および臨時総会とする。
- ② 通常総会は、会計・事業年度初めに開催する。
- ③ 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

第 17 条（総 会）総会は、会長が招集する。

第 18 条（役員会）役員会は、事業計画案、予算案、役員改正案を議決し、円滑な事業運営を行う。

第 19 条（議 決）本会の議決案件は、役員会において出席者の過半数をもって決し、総会へ報告する。

第 20 条（細 則）本規約の施行にあたり、細部の規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

<設立年月日>

第 9 章 設立年月日

第 21 条（設立年月日）本会の設立年月日は、2022 年 1 月 21 日とする。

（付 則）

本会則は、2022 年 1 月 21 日より施行する。